

2022年（令和4年）5月12日

〒140-0002

東京都品川区東品川4丁目10番1号
コナミスポーツ株式会社
代表取締役社長 有坂順一 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理 事 長 鈴 木 尉 久

〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

[質問等の連絡先] 間瀬・鈴木法律事務所

弁護士鈴木尉久

TEL : 078 - 351 - 1669

FAX : 078 - 351 - 1667

質問書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です（ただし、本件は、適格消費者団体としての差止請求に関連する質問では

なく、一般的な消費者団体としての質問です。)。

今般、当法人は、貴社に対し、貴社のウェブページにおける表示について下記のとおり質問をさせていただきますので、本書面到達日の翌日から1か月以内に、当法人事務所まで文書をもってご回答下さいようよろしくお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容については、すべて公表させていただくことがありますので、あらかじめ申し添えます。

記

1 障害者差別解消法第8条第2項は、「事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。」と規定し、障害者差別解消法第11条第1項は、「主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下『対応指針』という。)を定めるものとする。」と規定しています。

これを受けた対応指針の一つである「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」においては、「スポーツ分野についての留意点として、「合理的配慮は、一人一人の障害の状態や必要な支援、活動内容等に応じて決定されるものである。本人・保護者等とよく相談し、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。」、「障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的な場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応することが重要である。」との指摘がなされています。

2 貴社は、貴社ウェブページ上の「よくある質問」において、

【質問】

「体が不自由で介助者が必要です。介助者が同席すれば利用は可能ですか。」

【回答】

「ご入会ご希望の場合は、安全に施設をご利用いただくため、ご入会前に施設責任者と面談をお願いしております。また、介助が必要な場合、介助者の方もご入会いただく必要があります。」

との記載をしています。

このうち、「介助が必要な場合、介助者の方もご入会いただく必要がございます。」との表示（以下、「本件表示」といいます。）について、次の質問にご回答ください。

- (1) 介助者の入会は、介助の内容、程度等を区別せず、例外なく必要なのでしょうか。
- (2) 介助者の入会にあたっては、介助者も貴社に対する入会金等の支払を要するのでしょうか。もし支払を要する場合には、その費目及び金額についてご教示ください。
- (3) 本件表示をウェブページに掲載して、一律にこのような取扱いをしていることを障害者に告知することについては、上記の対応指針の「障害者が使用する用具等が施設の管理・維持に与える影響の程度については、具体的場面や状況により異なるものであるため、当該場面や状況に応じて、柔軟に対応することが重要である。」との指摘にかんがみると、やや柔軟性を欠いているようにも受け止められるのですが、貴社において、本件表示をウェブページに掲載するに至った理由、考慮要素等について、ご説明いただけませんでしょうか。

以上